分収林事業請負作業郵便入札実施要領

施行 令和5年10月1日

(目的)

第1条 この要領は、分収林事業請負作業実施要綱(以下「請負作業実施要綱」 という。)第10条第1項において、入札参加者が入札書等を、直接持参する ことなく、郵送により提出する入札(以下「郵便入札」という。)の実施を 可能とすることに関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとす る。

(用語の定義)

第2条 この要領において、入札書等とは、入札書、競争入札等にかかる指名 停止に関する申立書をいう。

(適用)

第3条 この要領は、次に掲げる手続きについて適用する。これ以外の手続きについては、請負作業実施要綱による。

なお、直接持参し、立会による入札参加は、従前のとおりとする。

- (1)入札書等の提出
- (2)入札書等の受領
- (3) 開札

(郵便入札による入札書等の提出方法)

- 第4条 郵便入札の入札参加者は、入札書等を次に掲げる方法により郵送で提 出しなければならない。
 - (1) 外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。
 - (2) 内封筒には、請負作業実施要綱第9条第2項に規定する入札用封筒を 使用し、入札書を入れること。
 - (3) 外封筒には、入札書等を入れ、封筒の表面に、朱書きで入札書在中、 裏面に、開札日、作業番号、作業名、作業場所、入札者の商号又は名称 (共同企業体の場合は、共同企業体名)、担当者の所属及び氏名並びに 連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載の上、郵送により提出 しなければならない。
 - 2 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの 方法により、入札及び通知で指定された提出先に郵送しなければならな い。

3 指定の提出方法以外の入札書等は受理しないものとする。

(入札書等の提出期限等)

第5条 入札書等の提出期限は、原則として開札日の前日(その日が休日であるときは、その前日以前においてその日に最も近い休日でない日。)までとする。

(入札書等の管理等)

- 第6条 受領した入札書等は、いかなる理由があっても開札まで封筒を開封しないものとする。
 - 2 入札書等の到着の確認の問い合わせについては、郵便事業株式会社への 問合せ又は郵便事業株式会社による郵便追跡システムで確認できること から、一切応じないものとする。
 - 3 一度提出された入札書等の書換え、引換え、又は撤回は認めないものとする。
 - 4 受領した入札書等は、入札執行時まで、金庫等に確実な方法で保管しなければならない。

(開札)

- 第7条 開札は、入札執行通知書に記載した開札の日時及び場所において行う ものとする。
 - 2 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 以上あるときは、落札者等の決定を保留のうえ、当該入札参加者に指定時間までに出席を求め、くじを引かせて落札者等を決定するものとする。
 - 3 前項の場合において、指定時間までに出席できないときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない林業公社の職員にくじを引かせるものとする。
 - 4 当該郵便入札により入札書等を提出した者であって、開札の立ち会いを 希望する者がいる場合は、開札に立ち会うことを認めるものする。

(再入札)

第8条 郵便入札の入札参加者は、請負作業実施要綱第11条第3項による再入 札は適用されず、辞退したものとみなす。

(入札の無効)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1)入札書等の提出期限が過ぎて到着した入札

- (2) 同一人から2通以上の入札書が到達した場合は、そのいずれの入札
- (3) 指定された入札方法以外の方法で入札書等を提出した入札
- (4)入札書等が郵送された封筒に記載された事項に誤りがある入札
- (5)入札書等が郵送された封筒に指定された事項が記載されていない入札
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定及び通知)

第10条 請負作業実施要綱第12条における落札価格及び落札者の公表は、 郵便入札参加者が、各自で林業公社に問合せて確認するものとする。

(異議の申し立て)

第11条 郵便事故等により入札書等が提出期限までに到達しなかったことに 対し、異議を申し立てることはできないものとする。

(費用負担)

第12条 入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札参加者 が負担するものとする。

附則

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。